

福岡県公報

平成二十三年四月八日
第三千二百四十号
増刊 ①

目次

規則(第十六号)

福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

再掲

(新産業・技術振興課)

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

(人事課)

福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課)

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

規則

福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年四月八日

福岡県規則第十六号

福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則(平成五年福岡県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表走査型電子顕微鏡の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県訓令第六号

本庁
出先機関

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県臨時職員規程(昭和三十五年七月福岡県訓令第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第十一条関係)

種類	休暇の種類		事由	期間
	年次休暇	その他		
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	職員が、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	職員が、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	職員が、選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	任用期間三十日につき一日(任用期間が六月を超え十月未満の場合にあつては、十日)
			職員が、選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
			職員が、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
			職員が、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間

		有給休暇	
病気休暇		特別休暇	
	職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>職員（一）の年の七月から九月までの期間内における任用期間が三十日以上に限り、（）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>一 職員の現住所が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p> <p>七日の範囲内の期間</p> <p>一日（一）の年の七月から九月までの期間内に限り、（）</p>
	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	<p>親族に心じこの表の附表に定める日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>	<p>必要と認められる期間</p> <p>一日（一）の年の七月から九月までの期間内に限り、（）</p>
	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	<p>一 一年において任用期間が百五十日超の場合にあっては十日、任用期間が百五十日までの場合にあっては八日、任用期間が百二十日までの場合にあっては七日、任用期間が九十日までの場合にあっては五日、任用期間が六</p>	<p>必要と認められる期間</p> <p>十日までの場合にあっては三日、任用期間が三十日までの場合にあっては一日の範囲内の期間</p> <p>必要と認められる期間</p> <p>一日二回それぞれ三十分以内の期間</p> <p>必要と認められる期間</p> <p>一 一年において五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間</p>
	職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	<p>職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出生する予定である女性職員が申し出た場合</p> <p>女性職員が出産した場合</p>	<p>必要と認められる期間</p> <p>出産の日までの申し出た期間（妊娠満十二週以上となる期間に限る。）</p> <p>出産の日の翌日から八週間を経過するまでの期間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>

無給休暇

特別休暇

介護休暇	
職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき。	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間

備考

一 期間の算定において、十日未満の間に再雇用された者の任用期間は、両期間を通算する（日を月に換算するに当たっては、三十日をもって一月とする。）。

二 この表中「要介護者」とは、次に掲げる者（2に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

1 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

2 祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

附表

親族	日数
配偶者	七日
父母	七日
子	五日
祖父母	三日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日）
孫	一日
兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	一日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日）
母	
子の配偶者又は配偶者の子	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、五日）

祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者及び配偶者のおじ又はおば	一日

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会公告式規則（昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号）第四条において準用する同規則第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県教育委員会教育長訓令第三号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

福岡県教育委員会教育長 杉 光 誠

福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁文書管理規程（平成十六年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

本則の表第十八条第一項第一号の項中「条例番号簿、規則番号簿、告示番号簿及び訓令番号簿」を「公報番号簿」に改め、第三十一条第一項の項の次に次のように加える。

第三十二条第三項

課（室）

課

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二十二号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第十六条第一項第二十三号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等」にして「」に改める。

第二十五条第一項中「前条第一項」を「前条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。